

オケージョナル・ペーパー No.74

「チャイニーズ」と「ホワイト」との間で  
—1852年カリフォルニア州センサスにおける中国人をめぐる調査の実態—

2017年1月

法政大学

日本統計研究所



オケージョナル・ペーパー No.74

## 「チャイニーズ」と「ホワイト」との間で

—1852年カリフォルニア州センサスにおける中国人をめぐる調査の実態—

2017年1月

法政大学

日本統計研究所

# 「チャイニーズ」と「ホワイト」との間で

—1852年カリフォルニア州センサスにおける中国人をめぐる調査の実態—

菅（七戸）美弥（東京学芸大学教育学部）

## はじめに

米国センサスに初めて中国生まれの人々が記録されたのは、1850年に行われた第7回連邦センサスである。センサス・レポートに「チャイニーズ」にかんする記録が掲載されることとなったのも1850年がはじめてであった。後に、1870年に「チャイニーズ」が「肌の色」の分類名として追加される20年前のことで、当時「チャイニーズ」は正式な分類名であったわけではなく、レポート上では中国生まれの「外国人」と書かれていたり、また別の表の脚注では「チャイニーズ」が使われていたり、表記や分類名は定まっていなかった。ただし現地のマーシャルのアシスタントが記録をとった調査票を丹念にみていくと、1850年の移住当初、中国人移民の大多数が連邦センサス上で「ホワイト」として記録されたことが分かる。検証可能な調査票488件のうち、「中国」生まれだが「チャイニーズ」ではない事例と性別の“M”が誤って書かれたと思われるもの以外「チャイニーズ」の「肌の色」の記録は、463件（94.9%）が、「ホワイト」を示す空欄であった<sup>1</sup>。つまり「チャイニーズ」の「肌の色」は「ホワイト」として分類される、と現場の調査員からはみなされていたのである。こうしたカリフォルニア州およびニューヨーク州、ルイジアナ州の調査結果を基に、中国人移住者はワシントンD.C.のセンサス・オフィスによって全米の「ホワイト」人口に含まれた。このような位置づけは、「ホワイトネス」は黒人以外すべてを包含する曖昧なものであったことを示している。また個人名が省略されたり、集団名が記載されたりするという「自由黒人」への長年のマイノリティへの調査と共通する、杜撰な調査の実態も一部にみられた。つまり、中国人は「ホワイトネス」の境界線内に位置づけられたとはいえ、その内部における差異化・差別の対象—「マイノリティ化」—が始まっていたのだ。

1850年連邦センサスからわずか2年後に、カリフォルニア州センサスが行われた。その

根拠は 1849 年のカリフォルニア州憲法第 4 条 28 節で、1852 年、1855 年、その後 10 年ごとに州センサスが行われると定められた。さらに、「これらの調査 [州センサスと連邦センサス] が合衆国議会の指示による 1850 年以降 10 年ごとの連邦センサスとともに、州議会の配分(representation) の基礎となる」とされた<sup>2</sup>。ただし、州センサスはこの 1852 年限りでその後は実際に行われることはなかった。直前の 1850 年連邦センサスは、カリフォルニアの州昇格直後に行われたが、サンフランシスコをはじめ一部の郡の記録が火事により消失するなど、不備が多く、1853 年発行の連邦センサス・レポートには、1850 年連邦センサスと 1852 年州センサス双方の結果が掲載される事態となった。州センサスはサンフランシスコでは 1852 年 6 月 1 日、サクラメントでは同年 7 月 1 日に調査が開始されている。二つのセンサスの結果を一瞥すると、1850 年には 92,597 名であった総人口が 1852 年の統計では 255,122 名を数えるまでになったが、これは 1850 年の記録焼失と人口急増の双方によるものである。

1852 年カリフォルニア州センサスは、1850 年連邦センサスと重複する調査項目よりも独自の項目が目立ち、新たに州に昇格したカリフォルニア州ならではの関心事が窺える。ただし、1852 年州センサスでも、コルサ、サッター、マリンの各郡の調査票が現存していないほか、バット郡の調査票の記録も名前欄が欠損し解読不可能な状態である。とくに 1849 年、金を発見したジョン・サッターにちなんで名づけられたサッター郡では 1850 年連邦センサスで中国生まれの人々の 220 件分の調査票が抽出されており、1852 年にもそれなりの人々が残留していたであろう。こうしたサッター郡等の欠落や不鮮明な史料状態からみても、1852 年州センサス調査票は、中国人移民の全体像に迫るものではない。そのような限界を踏まえつつ、以下「肌の色」への記載の変化と独自の項目の結果について調査票を通じてみることで、1850 年から 1852 年というわずか 2 年間で、調査票の記載にどのような変化がみられるようになったのか、検証していきたい。

## 1. 1852 年州センサス

1852 年カリフォルニア州センサスの質問項目数は 22 で 1850 年連邦センサスの 13 より

も多く、構成は以下の通りである。項目⑧、⑨の男女別の「白人住民の数」と⑩番目以降をはじめ多くが連邦センサスの質問項目とは異なっていた。

① 全ての種類 (description) の人の名前

種類 ② 年齢 ③ 性別 ④ 「肌の色」(「ホワイト」、「ブラック」又は「ムラト  
ー」)

⑤ 職業 (Professions, trade or occupation)

⑥ 生まれた場所、州または国を示すこと

⑦ 以前の居住地

「白人住民(inhabitants)」の数 ⑧ 男性 ⑨ 女性

⑩ 21 歳以上のアメリカ市民の数

「ニグロ」の数 ⑪ 男性 ⑫ 女性 ⑬ 21 歳以上

「ムラトー」の数 ⑭ 男性 ⑮ 女性 ⑯ 21 歳以上

「教化された (domesticated) インディアン」の数 ⑰ 男性 ⑱ 女性 ⑲ 21 歳  
以上

「外国人居住者(residents)」の数 ⑳ 男性 ㉑ 女性 ㉒ 21 歳以上

直前の連邦センサスにあつてカリフォルニア州センサスにない項目としては、「所有する不動産価値」、「一年以内に結婚したか」「障がい、知能程度、犯罪歴等」である<sup>3</sup>。一方で、州センサスのみの項目のなかでは「21 歳以上のアメリカ市民の数」「教化されたインディアン」「外国人居住者」と「以前の居住地」が注目に値する。なかでも「21 歳以上のアメリカ市民の数」の項目の背景には、カリフォルニアが直前までメキシコ領土であった歴史(1821-1846)が関係している。1846 年から 48 年までの米墨戦争後グアダルルーペ・イダルゴ条約が 1848 年 5 月に締結された。しかし、調印された条約とは異なり、アメリカ側は批准書の 9 条を書き換え、譲渡地域内のメキシコ人が米国市民権を適当な時期に得るには議会の承認を受けて決めるとした。これは条約 8 条の「譲渡地域内のメキシコ人は 1 年を経

過したらアメリカ合衆国市民権を自動的に得ることができる」との文言を無効とするものであった<sup>4</sup>。ほどなくして成立した1849年カリフォルニア州憲法第2条1節は、メキシコの白人市民男性で合衆国市民となることを選択したもの（傍点は筆者）には選挙権が付与されると規定した<sup>5</sup>。条約と州憲法の文言を背景に、実際にどの程度の人数が合衆国市民となっているのかについて、州センサスを通じて調査をしようとしたことが分かる。ゴールド・ラッシュで殺到した外国人の数を調べようとしたこともあるだろう。また、「インディアン」が独立した項目として連邦センサスに登場するのは1870年のことであったから、州発足当時からカリフォルニア州における「インディアン」への関心が高かったことが指摘できる。別言すれば、それは1840年の時点でカリフォルニアにヨーロッパ人の数5,000人に対して、ネイティブ・アメリカンの方が圧倒的に多く3万人程度であったという事実を反映しているだろう。

1852年州センサスの結果によれば、「教化されたインディアン」は州全体で31,266名が総数で、全州人口の12.3%であった。ゴールド・ラッシュを契機とする白人入植者の増大は土地の強奪や虐殺など、ネイティブ・アメリカンへの負の影響をもたらし続け、人口は10%強まで減少していた。南北戦争前のアメリカで、「ブラック」や「ムラトリー」は自由州として出発したカリフォルニア州にあってさらに数的に微小な存在で、「ブラック」と記載された事例は1,678名(0.7%)、「ムラトリー」の数は全体で528名(0.2%)のみであった。最も多数を占めたのは「白人」で、171,841名(67.4%)である。白人でかつ「21歳以上のアメリカ市民の数」は、92,991名(36.4%)であった。ゴールド・ラッシュに全米各地から押し寄せた単身男性が多かったこと、関連してこどもの少なさが「21歳以上のアメリカ市民」の占める割合を底上げしているとみられる。他方「外国人居住者の数」も54,803名(21.5%)を占めた<sup>6</sup>。

1852年カリフォルニア州センサス調査票について、「中国生まれ」の検索キーワードでデータベースから抽出される件数は6,286件であった。1850年連邦センサスでは、カリフォルニア州で絞り込まれたのが491件であったので、単純に比較してもその急増ぶりがうかがえる。「中国生まれ」の数は最大がトゥオルミ郡2,416件、ユバ郡が1,471件と突出

しており、かなり離れてカラベラス 664 件、エル・ドラド郡 647 件、都市部のサクラメント郡が 365 件と続き上位 5 郡となった。ただし、例えばサクラメントの手書きのメモ「223 人のチャイニーズがいて、そのうち 200 人が 21 歳以上、23 人が 21 歳」<sup>7</sup>にみられたように、複数の中国人がまとめて記載されている事例も散見され、抽出された件数と人数は必ずしも一致しない。もっとも極端な事例がサンフランシスコに多数みられ、抽出件数ではわずか 113 件のサンフランシスコではおそらく 4,000 名以上の中国人がいたと推測される。また、「中国生まれ」とは厳密には中国人を示さず、中国生まれの船乗りや宣教師の子などが少数ながら含まれるため、明らかに中国人移住者とはみられない人物を除外した 7,302 件を検証対象とした。

### 「中国生まれ」の全体像

ナオミ・メージーは 1852 年、中国人が「チャイニーズ」として別記されたが、「肌の色」では分類されなかったのだと述べ、中国人の分類の混乱がみられたと論じている。そのうえでメージーは「カリフォルニア州調査員がチャイニーズを現存の分類名で分類出来なかったのはそれらを使ってどう分類するのか決定する能力に欠けていた」からだという<sup>8</sup>。しかし一部の調査票の「肌の色」の空欄を「分類出来なかった」と結論づけるのは誤りで、現存する調査票を全て検証すると異なる結果が導かれる。確かにシエラ郡では「23 人チャイニーズ」などのメモ書きが付され、また、「チャイニーズ」の「肌の色」は「空欄」である。しかし、これらの調査票では、一番上の欄の人物に「ホワイト」が書かれた以外は全て国内やヨーロッパ出身者であっても「肌の色」欄は空欄である。つまり、これは単に省略の意味の「空欄」であり、それをもって「肌の色」で「チャイニーズ」は分類されていない、とはいえない。カリフォルニア州全体でみるならば、これらの「空欄」を「ホワイト」に含めなかったとしても「空欄」は 683 件 (9.4) %である。一方で、「ホワイト」と明らかに記入されているケースが 3,447 件で 47.2%を占めている。さらに、ネヴァダの 114 件、サンフランシスコの 29 件、サクラメントの 229 件の「空欄」は「ホワイト」の省略を意味する空欄とみられるため、実際には「ホワイト」と意図された記録の割合は 52.3%を



越える。

中国人の半数以上が依然として「肌の色」欄に「ホワイト」と分類されていた事実を確認したうえで、「ホワイト」との記載にかんしてより詳しくみてみよう。トゥオルミ郡の調査票では全て「肌の色」が“W”と明記してあった。そのうち上述の質問項目⑧の「白人住民」の男性の欄へのチェックがなされているものも散見され、「肌の色」欄の「ホワイト」は誤記入とはみられない。さらに、1852年州センサス独自の質問項目⑩の「外国人居住者」の欄にチェックがなされた事例が1,771件(73.3%)を占めていた。つまり「肌の色」欄に「ホワイト」と記入された人々の多くは調査項目「外国人居住者」として「白人住民」とは区別されていたのである。加えてトゥオルミ郡では、「外国人居住者」にチェックがされていなくても、「アメリカ市民」に記入がないことで「外国人居住者」の数を把握した形跡が残されている場合もある。ただし、「肌の色」が本来「ホワイト」を示すはずの空欄であってもカラベラス郡にみられたように、中国人のみ「同上」を意味する記号“R”がなく単に空欄であり、意図的な空欄とみられる事例もあった<sup>10</sup>。

「中国生まれ」の人々への調査票記載の最大の特徴は、1852年に示された「肌の色」の「ホワイト」「ブラック」「ムラトリー」の選択肢にはない、中国人を示す“C”や「チャイナマン」「チャイニーズ」と書かれた事例が目立つようになったことである。こうした記録は、ユバ郡(1,399件)、エル・ドラド郡(1,382件)、サクラメント郡(110件)等でみられ全体で2,932件(全件数中の40.2%)となった。1852年「肌の色」欄で4割を越えた“C”と書かれた事例は全て「中国」生まれに対する“C”と呼応しており「チャイニーズ」の他に省略される「肌の色」の分類名は考えられない。“C”というチャイニーズ」の分類の省略文字がはじめて記載されたのは、1852年の州センサスであったといえる。“C”の記載は鉱山があるエル・ドラド郡とユバ郡に多くみられたが、サクラメント郡をはじめその他にもみられ、一部の郡の例外的事例とはいえない。ただし、エル・ドラド郡では、後述するように中国生まれで備考欄にも「チャイニーズ」と書かれていることから「モンゴリアン」を意味するとみられる“M”の記載も散見された。都市であるサクラメントでは、調査員の名前は「ジョン F. マデン(John F. Madden)」と書かれているものの、筆跡からは複数の調

査員が携わっているとみられ、「肌の色」欄の記載も「チャイニーズ」と「ホワイト」とで一貫していない事例もあった<sup>11</sup>。ここで確実にいえることは、オフィシャルな「肌の色」による分類に当てはめることができない、という意識を反映した「チャイナマン」や「チャイニーズ」が独自の分類として表出され始めたのが 1852 年だったことである。そのうえで、「チャイニーズ」と「肌の色」欄に記載された場合はおしなべて個々人の名前や職業の記録が省略されていなかったことが注目される。「チャイニーズ」との「肌の色」の記載は、メージーがいうような「混乱」ではなく、現場の調査員による他の調査項目同様に正確性を期した主体的な名付けの行為といえるのではないだろうか。対照的に、1852 年州センサスにおける「ホワイト」との記載では、「ジョン・チャイナマン」が名前として記載されるなど、個々の情報を記載していない貴重な調査の一環としてみることもできる。この点は名前の記載にかんする次節でも触れる。いずれにせよ指示通りの「ホワイト」と解釈した場合には全体の 4.3% を占めるにすぎなかった「空欄」の記録から、中国人が「肌の色」で分類されていなかったとのメージーの記述は、全体像を正しく伝えてはいない。中国人は既存の項目からは「ホワイト」として、そして積極的かつ正確を期した独自の「チャイニーズ」と、大きく分けてふたつの分類で記録されていたのである。

他方 1852 年州センサスで、中国生まれの人々で「ブラック」や「インディアン」と記載された事例は管見の限り皆無であった。中国生まれで「ムラトリー」と記載された事例はわずかに 1 件だけカラベラス郡にみられた。カラベラス郡の「チャ・スミス(Cha Smith)」なる人物には「ムラトリー」の数欄でも「男性」「21 歳以上」にチェックがあり、中国生まれで「以前の居住地」はオーストラリアであるが「外国人居住者」欄にはチェックがない。彼と並ぶジャマイカ生まれの男性もまた、以前の居住地が「オーストラリア」で「ムラトリー」の男性であった。州センサスの結果をみると、同郡には「ムラトリー」男性は 37 名、「ブラック」男性が 117 名) であり、そのうちの 2 人ということになる<sup>12</sup>。「ムラトリー」と書かれた唯一の人物の来歴は推測するしかないが、船乗りだったのか、1851 年にゴールド・ラッシュがあった英領オーストラリア・ヴィクトリアの鉱山で働いた直後に渡米したのかもしれない。いずれにせよ、ここでは中国生まれでオーストラリアを経たという、太平洋航

路の移動経路がセンサス調査票から浮き彫りとなっている<sup>13</sup>。

#### 中国人の名前の記載

次に名前の記載についてみてみると、カリフォルニア州全体でみた場合、最も多かったのが「ジョン・チャイナマン」等で 3,776 件 (51.7%)、個人名がフルネームであるかにかかわらず記載されている事例「名前あり」が次に多く 3,350 件 (45.9%) と続いた。これ以外に欠損などで「解読不能」が 133 件 (1.8%)、空欄を意味する「名前なし」が 7,302 件中 43 名 (0.6%) であった。名前欄の「ジョン・チャイナマン」との記載は、1850 年連邦センサスでは圧倒的多数(97.8%)を占めたサッター郡の記録に影響を受けた。しかし 1852 年州センサスでは、中国人の母数が 2,416 件と最大であるトゥオルミ郡の 2,296 件が全体の 60.8%と半数を超えた程度で圧倒的とはいえず、1852 年にはより広範囲でみられるようになった。関連して、1852 年に名前の記載のなかで「ジョン・チャイナマン」が占める割合は、1850 年の 43%から 51.7%へと増加した。1850 年代初めはロバート・リーが言うところの、ミンストレル・ショーでの差異化された「ジョン・チャイナマン」の表象が流通し始めた時期である<sup>14</sup>。一方で、全体で 2 番目に多くの中国生まれの人々の調査票が抽出されたユバ郡（総人口 19,758 名）では 1,443 名中 1,441 名 (99.9%) が「名前あり」であった。人口の多寡が名前を集団名で省略してしまう、1790 年初回センサスから「自由黒人」に対してみられた「マイノリティ」としての記載につながったのではなく、個々人の記録を残すという 1850 年以降の近代センサスのミッションへの調査員の理解の有無が関係していたことが分かる。ユバ郡の調査員は初出の場合「肌の色」欄に中国人に対する「チャイナマン」のほか「メキシカン」や「インディアン」との記入もしており、「ホワイト」「ニグロ」「ムラトール」ではない、異なる集団への認識が随所に明らかになっている。ただし対象となる中国人と会話しながらなるべく正確な情報を入手しようとした現場の記録からは、メージャーがいうような調査員の分類能力の欠如と異なる情景が浮かびあがる。むしろ 1852 年の現場における詳細な記録こそが、後のセンサスの公式分類名「チャイニーズ」誕生の伏線となったように思われる。

ところでジョン・トーピーは 19 世紀に「合法的な移手段の独占」の獲得を通じて、国民国家が誕生し、その過程では自らの国民をまず掌握する（embrace）能力を開発する必要性を論じた<sup>15</sup>。またトーピーは、センサスを国民「掌握」の重要な装置として以下のよう論じる。

身分証明書、国勢調査、旅行許可証のような装置は、したがって、国家建設の要素として、徴兵制や課税と単に同等であるだけでなく、実際はそれらをうまく実現するのに不可欠であり、また、時とともにこれらの他の活動を可能にし、あるいは少なくとも実施できるようにした行政の道具として、それらに対して上位に立つようになったのである<sup>16</sup>。

トーピーが論じる「掌握」のプロセスについて、センサスを対象により細く分析していくと、そこでは、ワシントン D.C. が新たな分類を意図的に構築し指示し浸透したという「上位下達」ではなかったことがうかがわれる。D.C. との往来を繰り返しつつ、D.C. の意図を踏まえて新たな公式な分類が誕生したのだが、公式な分類がセンサス上誕生するまでは、幾通りもの分類不能な「その他」「残余」の存在があった。公式の分類となるかならないかが、国家による認知と排除のターニングポイントであり、それによって現場の記録が新たな意味をもち、国家としての包摂ないし排除のプロセスへの基礎と編成されていったのである。

## 2. 郡ごとの検証

エル・ドラド郡

ここからはいくつかの郡を事例として郡ごとの特徴をみてみよう。まずは、“C”と書かれた事例が最も多くみられたエル・ドラド郡を取り上げる。人口は推計で 4 万人。中国生まれの典型的な事例は、「肌の色」欄の記載が“C”、職業は「鉱夫」で年齢は 43 歳と書かれた人物「ヒンナン(Hingnan)」である<sup>17</sup>。このあとの頁は一人の“B”を除き、すべてが“C”と記載された人々で占められていた<sup>18</sup>。明らかに他の集団とは区別された“C”であることが分かる。



文字がまた別の筆跡のように見える。いずれにせよ、この漢字を書いたのは調査員ダンカンとは考えられないので、「チャイニーズ」自らが書きこんだものとみて間違いがなかろう。

資料 1-2 エル・ドラド郡における名前欄に字の記載がある事例（拡大したもの）

88	Wm Patton	37	"	"	"
84	郭 恩 恩	30	"	"	"
85	郭 恩 恩	40	"	"	"
86	郭 恩 恩	42	"	"	"
87	郭 恩 恩	33	"	"	"
88	郭 恩 恩	20	"	"	"
89	郭 恩 恩	30	"	"	"
40	郭 恩 恩	28	"	"	"
41	Various names	34	"	"	"

(出典：Population schedule of the California State Census of 1852, El Dorado, California, 196)

これは中国人「苦力」のなかにも読み書きのできる労働者が含まれていたことの証左である。調査員ダンカンは中国人のフルネームを常時記載していたわけではなく、「チャイナマン」と名前を記載したり、分からない場合にはその旨のメモを残して全て空欄にしたりしていた。ただし、入手可能な場合には名前や職業など個別の情報をもれなく記載していた。おそらくは、調査員ダンカンが名前を聞くなかで、調査対象の「チャイニーズ」から「自分の名前は漢字でこう書くのだよ」「どれどれ、ここに書きこんでいいかい?」「どうぞ」などと会話が交わされたのだろう。このほかダンカンによる記載には、「M」との記載(47件)もみられ、その場合、欄外に「チャイニーズ 45」とメモが書かれていることから、「M」は「モンゴリアン」を示したと考えられる。とすると、調査員ダンカンの連続する頁での「モンゴリアン」と「チャイニーズ」との記載からは、両語が同義とみなされていたと解釈するのが自然のように思われる。またダンカン同様に、「肌の色」欄に「チャイ

ニーズ」を記入したユバ郡の調査員の記録には、おしなべて名前や職業欄の記載に省略がみられない。ワシントン D.C.からの指示がないなかで、ダンカンらが、中国生まれの「チャイニーズ」を表す“C”と記載していても、それは「公式の」分類を記載しないがゆえの逸脱行動というよりも、調査員として正確を期した結果の「チャイニーズ」との記録だと解釈できるのである。

#### トゥオルミ郡

次に調査票数が全州で最大の 2,416 件抽出されたトゥオルミ郡の特徴をまとめてみる。トゥオルミ郡では 1 枚の調査票に中国人が集中する傾向が顕著であった。「肌の色」欄の記載としては、例外なく「ホワイト」を意味する“W”であり、白人人口として含まれている点は一貫していた。ただし、「外国生まれ」として 1,768 件がチェックされた一方で、602 件は同じように中国生まれであっても「外国生まれ」としてチェックがされていない事例もみられ、その点一貫はしていない。ただし同じ頁にメキシコ生まれには「外国生まれ」にチェックされているのにもかかわらず、「ジョン・チャイナマン」と名前欄に書かれた人物にチェックが抜けている事例は、単純に記録漏れのように思われる。また、調査票上には個々にチェックがなくとも「外国生まれ」の人数が余白に書かれていることがあった。例えば、下の余白に「18」と書かれた数字は、中国人のみならず調査票上の「外国生まれ」の全体数に一致しており、こうした数字は調査票をチェックする段階で別の人物によって複数の海外の「生まれた場所」を確認することで記入されたとみられる<sup>20</sup>。アメリカ市民であるか否か、とりわけ 21 歳以上のアメリカ市民男性と外国人の人数については、選挙権有資格者掌握のため、州の関心が最も高く、たとえ調査員によって記録漏れがあったとしても上部レベルで追加するなど、徹底されていたことを物語る。次に、名前の記載については、トゥオルミ郡では「ジョン・チャイナマン」が目立って多い (409 件)。しかも 1 枚の調査票で全員が中国人の場合、1 番上の欄の人のみ (あるいは上の欄の数人が)「ジョン・チャイナマン」で、他は「ジョン」が省略されて「チャイナマン」となりそれらの総数が 1,862 件となった。また、調査票でバラバラに中国人が点在する場合も同様で、集団の最

初の人物が「ジョン・チャイナマン」となり、他は「チャイナマン」と省略されていた。あるいは「チャイナ "china"」と書かれる事例も少数ながら 8 件みられた。こうした名前の記載の方法は、調査員が質問すらせず安易に「ジョン・チャイナマン」や「チャイナ」と記載しているように見える<sup>21</sup>。というのも、中国人のみ年齢の記入がないものがあるからである<sup>22</sup>。ほとんどの中国人の名前はこうした「チャイナマン」で、個々の名前が書いてあるケースの方が珍しく、全体で名前の記載があるものは 114 件 (4.7%) のみであった<sup>23</sup>。

### ユバ郡

1,443 件抽出されたユバ郡だが、出身地は中国になっているが、名前がアングロアメリカ的で年齢の記入があり、中国人ではないように見える事例も散見された<sup>24</sup>。これらを除外してみると、基本的に「肌の色」欄は「チャイナマン」であり、それほど多くないが「チャイナ」の記載もみられた。

資料 2-1 「肌の色」欄に中国人を示す「チャイナマン」が記載されている調査票

1	2			3	4	5	6	7	8		9	10			11			12			13		
	Male	Female	Color						Male	Female		Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female	Male	Female
John	Do	Do	Do	China	China																		

(出典 : Population schedule of the California State Census of 1852, Yuba, California, 429)

「肌の色」欄が 1 番上の人のみ「チャイナマン」と書かれ、それ以下の人々には省略を示す文字「Do」がないことが多い。このほか、前のページの先頭の「ホワイト」から省略マークが続いているが、白人に囲まれた 2 人の中国出身者のみ「肌の色」欄が空欄になって



いる事例もみられた<sup>25</sup>。「肌の色」欄の空欄は、それ自体は指示通りであるとはいえ、中国人だけが省略文字が欠落しているのである。ここでは、下の余白に「2名のチャイナ(2 china)」のメモがあるほか、「外国人居住者」としてカウントされていたことから、中国出身者に対して「チャイナマン」等と記入しなくても、「ホワイト」ではない、という意味での空欄とみられる。また、「ホワイト」「ブラック」「インディアン」にはもれなく年齢の記入があるが、中国人のみ年齢が書かれていない事例が散見された<sup>26</sup>。ただし年齢欄にメモが書いてあるものもみられた<sup>27</sup>。上の欄の中国人には年齢の記入があるのに下の方では書かれていないことがあり、これはコミュニケーションが成立しなかったのか、途中でずさんになったのかどちらかであろう<sup>28</sup>。ただし、ユバ郡の調査員「ライマン・アシュレイ(Lyman Ashley)」は中国人の年齢の記載漏れは多少目立つものの、中国人の記録が不備な箇所について、以下のメモを残している。

下に名前を挙げた河川の何箇所では、チャイナマンの数が多すぎたため、各自の名前と年齢を把握することが不可能であった。ここで示した数は我々の言葉を理解する知的なチャイナマンから入手した<sup>29</sup>。

そのうえで8か所に合計2,100名の中国人がいたと書かれている。このメモからは、調査自体がコミュニケーション成立の可否に明らかに依存していたことがうかがえる。「中国人の数が多すぎる場所では、名前と年齢を把握することが不可能であった」と書かれているメモから、全員の職業が「鉱夫」である土地柄であるが、個々の成員掌握のミッションにおいて「名前」と「年齢」は必須の情報と認識されていたことが分かる。そのうえで、それが不可能な場合、せめても全体数を把握するために、「ここで示した数は我々の言葉を理解する知的なチャイナマンから入手した」、つまりは調査に協力した中国人の媒介者を通じて調査を行ったことがメモから浮彫りになっているのである<sup>30</sup>。

資料 2-2 中国人に関する調査員による手書きメモ

SCHEDULE I.—Inhabitants in the County of Yuba State of California  
 day of 1852. Census Ag't for the county of

Names of Persons of every Description.	Description.			Profession, trade or occupation.	Place of Birth, stating State or Country.	Last residence.	Number of White Inhabitants.		No. of citizens of the U. S. over 21 years.	
	Male.	Female.	Total.				Male.	Female.		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
at Points of the River at Summit below the Summit of Chimarra is so large that it is impossible to ascertain the name and age of each. The number that I give is ascertained from labels of Chinamen on the spot when understood our language.										
Foster Bar both side of the River							200			
Willow Bar and vicinity							200			
Halamania Bar							200			
High & Wash bridge							200			
State Range							500			
cut over Foster and vicinity							300			
Oak Valley							100			
Michigan, High Cropping & High King City one mile above							300			
							100			

(出典 : Population schedule of the California State Census of 1852, Yuba, California, 1852, 441)

以上がいわゆる鉦山町の記録であるが、最後に都市における記録をふたつみてみよう。まず、サクラメントは後に州都となるサクラメント市をかかえるとはいえ人口はレポートによれば郡全体で 12,418 名である。人口規模ではサンフランシスコ郡が 36,154 名と、1852 年時点で既にサクラメント郡を引き離していた<sup>31</sup>。サクラメントでは合計 272 頁分がデータベースで上がってくるものの調査票の欠損が目立つが、1 頁から 200 頁までの調査票分をベースとしてみていくと、409 人分の記録が確認出来る。「肌の色」欄の記載は「ホワイト」69 件と「ホワイト」を意味するとみられる空欄が 229 件、合計で 298 件である。ただし、名前欄の記載では個人名を省略した「チャイナ」などの記載が 257 件 (全体の 62.8%) であった。都市ゆえに職業は多様である。「鉦夫」と「洗濯夫」がそれぞれ偶然にも 82 件ずつであった。「労働者」が 40 件で続き 13 名の「商人」もみられた。個人名で指示通りに名前が書かれている場合には職業欄も記載があったが、特定の職業と名前の記載の有無の

相関関係は確認できなかった。

次にもっとも大きな都市であったサンフランシスコを中心に、サンフランシスコ郡は調査票の頁数も 792 頁と膨大である。既に 1852 年にはサンフランシスコ市にはチャイナタウンの原型ができつつあったという。調査員の名前は「F. クネスビット (Knesbit)」と読めるが、途中で筆跡が変わっておりサクラメント同様に実際には複数の調査員が担当したように見える。ここでは調査の杜撰さが極めて顕著である。多くの中国人の名前が個別に書かれていないのみならず、「15 チャイナマン」など、数名以上がまとめて書かれている事例はここだけにみられる異様なものである。調査票の始めの方ともいえる 21 頁から既に見られるので途中から杜撰になったとか、コミュニケーションを放棄したとは考えられない。最大では「450 チャイナマン」としてまとめて書かれているものも 2 件みられた。このような記述ゆえに、既述のように抽出件数ではわずか 113 件のサンフランシスコではおそらく 4,000 名以上の中国人がいたと推測される。職業については記載がないものが 53 件もあり、そこでまとめて数名が書かれているため、件数としてみるほかないが、最も多くみられた職業は「洗濯夫」の 22 件である。まとめて数名の記載があるものには職業欄の記載があったり、なかったりとまちまちであるので、確かなところは分からないが、例えば商人や階層が上と推測されるような特定の職業であれば記載される、という傾向もないように見える。「2 チャイナマン」が「使用人(servant)」、「4 チャイナマン」が「洗濯夫」、「9 チャイナマン」が「漁師」、最大でも「15 チャイナマン」の「洗濯夫」と、二桁を超えあまり数が多いものには職業欄に記載は全くなくなっていた<sup>32</sup>。ひとつの調査票に集中(その地域に中国人が集住)している場合以外は、割と目立つ存在であって本人達から直接回答が得られなくとも近隣の住民から「この世帯には何人の洗濯夫のチャイナマンがいる」などと情報を得たのではないかと思われる。

### 3. メキシコ出身者との比較

中国人にかんするこれらの記載の特徴を 6,585 件抽出されたメキシコ生まれ、旧メキシコ領生まれの人々と比較してみよう。メキシコ生まれの場合、中国生まれ同様に最大がト

トゥオルミ郡で 2,262 件抽出された。メキシコ生まれの人々で「ブラック」と記載されたのは一人のみである。まずは絶対数がカリフォルニア州にそもそも少ない「ブラック」の境界線は調査員にとって明瞭であったことが示唆される。中国人の場合にも述べたように、ユバ郡にはメキシコ、中国出身者が共に「ホワイト」の“W”が空欄としているが、ヨーロッパ出身者や国内移住者とは異なる形の調査記録もみられた。これは「ホワイト」とは異なるというまなざしを、中国人に限らず、メキシコの出身者に対しても向けられていたことを示す。さらにはこれも中国人と類似であるが、「メキシコ」出身の場合、「メキシカン」と「肌の色」欄に書かれた事例がユバ郡にあった<sup>33</sup>。ただし、中国人と異なるのは、「メキシカン」と「肌の色」欄に書かれたのはあくまでもごく少数の例外であり、このような例外を除いては、おしなべて「ホワイト」と「肌の色」欄に書かれ、「外国人居住者」として記載されていた。

ここで注意しなければならないのは、米墨戦争以前のメキシコ領生まれで、「サンディエゴ」や「サンタバーバラ」等の町で抽出されるその土地のネイティブの人々との重なりをどうみていくかである。トゥオルミ郡等の鉱山町はゴールド・ラッシュ以降に作られたもので、そこには「メキシコ」生まれの人々が中国人同様に鉱夫として押し寄せていたようにみられる。元々、メキシコ領時代の 1840 年代にアメリカ人入植者が増え、南部にはスペイン語を話す「カリフォルノス」が放牧業を営み集住していたといわれる。北部にあたるトゥオルミ郡には「メキシコ」生まれが 1,891 件であるが、「カリフォルニア」生まれで抽出されるのはわずかに 49 件である。対照的にメキシコ領と近接するサンディエゴには「サンディエゴ」出身者の 145 件に対して、「メキシコ」出身者は 14 件のみである<sup>34</sup>。スペイン領時代からの植民と教会の中心地であったサンタバーバラには「メキシコ」出身者は管見のところ 81 件であり、他方出身地としては「アッパー・カリフォルニア」と書かれたものが散見された<sup>35</sup>。加えてサンタバーバラでは「アッパー・カリフォルニア」と「ローワー・カリフォルニア」との区別が意識される形で記入されている。また単にメキシコではなく、細かく地名が記載され、なかでも「ソノマ・メキシコ」と書かれているものが多い。

1852 年州センサスの記載のなかで米墨国境変更の影響がみられた興味深い事例をみて

みよう。サンディエゴに居住していた「生まれた場所」および「以前の居住地」がサンタバーバラであり、かつ「肌の色」欄に「カリフォルノス」の略とみられる“Cal”と書かれた「フランシスコ・アルヴァラド(Francisco Alvarado)」の事例である<sup>36</sup>。彼はサンタバーバラのネイティブ（生まれもおそらく育ちも）で、職業欄は「牧場経営者 (Rancheros)」、1852年時点でサンディエゴ居住だった。妻「タマサ(Tamasa)」はサンディエゴで生まれ（おそらく育ちも）、子ども2人も同様である。1850年の連邦センサスではこの「フランシスコ・アルヴァラド」はカリフォルニア出身で「肌の色」欄は「ホワイト」を示す空欄、職業は「牧畜業者 (Grazier)」で2万ドルの資産を持つと記録されていた<sup>37</sup>。連邦センサスでは出身地がこのように「カリフォルニア」と一括されるだけだったが、カリフォルニア州センサスであることを反映し、出身地が細かくみられるのである。興味深いのは、彼らの「生まれた場所」、「以前の居住地」への回答が、直前の人為的な国境策定と州センサス独自の質問項目によって「肌の色」欄が意味を持ってくる点である。「肌の色」欄に「カリフォルノス」と書かれた「アルヴァラド」の前後の欄でも、「イングランド」や「ニューヨーク」生まれの場合には「ホワイト」と書かれている。他方、同じ「サンディエゴ」出身でも「ホワイト」と書かれた人々もいる。ただし「生まれた場所」によって、「カリフォルノス」と記載されているわけではない。さらにいえば、「フランシスコ・アルヴァラド」の家族全員は「教化されたインディアン」の欄に数が記入されてチェックされている。これも1850年連邦センサスでは項目がなかったがゆえにまったく出てこない情報である。ここでは「カリフォルノス」と記載されていても「インディアン」の数に記載されていない事例があり、「肌の色」の「カリフォルノス」は、「インディアン」と同義的に扱われてはいない。州センサス調査員による独自のまなざしと名付けの行為は、「カリフォルノス」をさらに白人や「インディアン」と細かく見分けていたように見える。このような記載をした調査員の名前がどの頁も不鮮明で、エスニックな出自を名前から読みとることが不可能であった。

さらに興味深い点は、「肌の色」欄に等しく「カリフォルノス」と書かれていても、州センサスの質問項目「21歳以上の合衆国民」の欄による市民的地位もまた、個々人によって異なっていることである。そもそも連邦センサスで帰化市民権申請書類を提示させるのは

1890年になってからのことであり、1852年の州センサスでは、市民になっているかどうかの本人の申告によるもので、調査員による監視やチェック機能の入り込む要素が少なかった。サンタバーバラ生まれ育ちの「カリフォルノス」という集団としての「肌の色」欄に記載され、かつ「教化されたインディアン」の人口に含まれている「フランシスコ・アルヴァラド」は「21歳以上の合衆国民」である。つまり、「21歳以上の合衆国民」であるかどうかは、「肌の色」や「教化されたインディアン」であるかに関係なかった。この点は「カリフォルノス」に限らず、アイルランドやスコットランド出身者でも同様であり、当然帰化市民となっていない人々も各国出身者に散見される。ただし、わずか数年前にはメキシコ領であったサンタバーバラやサンディエゴを出身地とする人々のうち、「合衆国市民」と州センサスにおいて回答したものが管見の限り散見される程度であった点—その数の少なさ—は、特記すべき点かと思われる。カリフォルニア州憲法第2条1節でいうところの合衆国市民を選択した「メキシコの白人市民男性」は本当に少なかったのであろうか。南米出身者のなかでも、チリ出身者の場合「21歳以上のアメリカ市民」と記載される事例はあったにもかかわらず、である。翻って中国人には「21歳以上のアメリカ市民」の記載は皆無であった。

#### 4. レポートでの記載 調査票から集計へのプロセス

こうした調査票の多様な記載はセンサス・レポートでどう反映されたのであろうか。「ホワイト」人口に含まれていたのか、それとも「外国人居住者」に入っていたのだろうか。この点にかんしては、郡によって様々であり決して一貫してはいなかった。ネヴァダ、プレーサー、サクラメントの各郡のみ注が別記されている。その中身は以下の通りである。

ネヴァダ郡 3,860人の「21歳以上の外国人居住者」は中国人であり、性別では分かれておらず、総数に含まれている。

プレーサー郡 総数には3,019名の中国人が含まれているが前の欄には含まれていない。

サクラメント郡 総数には804名の中国人が含まれるが、それ以外には含まれていない<sup>38</sup>。

これ以外については、調査票において「チャイニーズ」で「外国人居住者」と記載されている例では、そのように記載されたであろう。調査票の記載に準じて「ホワイト」人口に含まれる事例も考えられる。全体としては管見の限り外国人に含められた事例の方が多かった。しかし例外もある。プレーサー郡では、調査票の記録では「チャイニーズ」は「ムラトリー」人口にカウントされていた。ソラノ郡では「肌の色」欄が「チャイニーズ」であり、外国人で、かつ「ムラトリー」人口に含めた調査記録もあった。ソラノ郡は人口 2,835 名のなかで、「ムラトリー」の男性が 35 名レポート上で報告されているが、そのうち 15 名は中国出身者であったのである。

よって、メージーによる「彼らをホワイト又は外国人に含めないという決断は彼らが「カラード」に近いとみなされていたものの、当時の「カラード」の唯一の選択肢であるブラックでもムラトリーでもないため、そこにはリスト化されなかったということを示す」<sup>39</sup>と  
の見解は全体像を正しく伝えていない。加えてここでのメージーの議論では調査員の現場のレベルと、センサス・オフィス (D.C.) の二つのレベルの話が混在している。「決断」とは誰によるものか、誰によって「カラード」に近いとみなされていたのかという点の混乱である。つまり、調査員のレベルでは多くが「ホワイト」次に「チャイニーズ」と記録した事実に鑑みれば、「チャイニーズ」が「カラード」に近いとみなされていたと断言することは出来ないのである。

## 終わりに

カリフォルニア州センサスから 2 年後には、1854 年カリフォルニア州最高裁で「ピープル対ホール (George W. Hall)」判決が下った。連邦センサス、州センサス双方でも中国人が「インディアン」と記載される事例は皆無であったが、白人の殺人容疑に対して中国人の証言を無効としたこの裁判においては、中国人が「インディアン」として位置づけられたのである<sup>40</sup>。判決文では 1850 年 4 月 16 日に成立した刑事訴訟にかんするカリフォルニア州法の「ブラック、ムラトリー、インディアンが白人に対して (法廷) 証言することは許可されない」との規定について、「新大陸とアジアの先住民に対してインディアンという言葉

葉が使われ・・・その時代 [コロンブスのアメリカ発見] から非常に最近の時期に至るまで、アメリカ・インディアンと、モンゴリアン又アジアティクは人類の同じ種類とみなされてきた」として、中国人を「インディアン」に含めた。「ベーリング海峡を渡ったアジアティクスがこの大陸の最初の居住者となった」ことが挙げられて、「インディアン」と「モンゴリアン」「アジアティクス」との間の血統的な (generic) な同一性が主張された<sup>41</sup>。また、そのような判決の根拠として「近代における最も権威ある博物学者であるキュービエ」による「人類には3つの異なる類型があり、さらなる亜種に分かれる」ことが言及されたのである。

竹沢によればここまで「中国人の人種分類に無理をした」事例は他になかった<sup>42</sup>。加えて判決は「ニグロ」が「黒人"black person"」全てを包含するとはいえず、「ニグロ」とは「ホワイト」と対照・区別される、「ホワイト」ではないもの全てを意味するとも述べている<sup>43</sup>。そのうえでイアン・ヘニー・ロペスも指摘するように、「チャイニーズ」と「ブラック」が併置された<sup>44</sup>。さらに判決文では「モンゴリアン」と「アジアティクス」が同義で使用されていることが注目される。この意味で、カリフォルニア州では早くも1854年に「モンゴリアン」/「アジアティクス」である中国人は白人ではないと位置づけられたのだった。

他方これまで1852年州センサスの調査票を通じて検証してきたように、中国人を調査員が「インディアン」として記入したセンサスでの事例は皆無であった。1852年州センサスの調査員にとって「ブラック」や「インディアン」の境界は明らかであったのである。ロペスらが唱える批判的人種論の「法が人種を作る」という事例にまさにあてはまるのがこの判決文といえる。センサス現場のまなざしはおそらく、発足したばかりのカリフォルニア州住民の一般的な感覚であったであろう。そこから完全にかい離して、既存の法律の語彙「インディアン」に「チャイニーズ」を強引に当てはめたのは、「墮落して不道德な階級」であるチャイニーズを排除する目的が先にありきだったからである<sup>45</sup>。そこには「墮落して不道德な階級の証言からヨーロッパ出身の白人を守る」という排除の論理が露骨に表現されていた。

一方、州センサスにおける「マイノリティ化」の兆候は、州全体としては法的な差別措



置に比べれば露骨なものではなかった。ただし「ホワイト」と「肌の色」欄にあったとしても名前欄の記載の「チャイナマン」が頻出されたことは、1850年からの変化である。それもサンフランシスコでみられたような「450 チャイナマン」は集団名でしかも450名を一括して記載するという他の集団には決してみられない露骨な差別意識が表れている。こうした露骨な差別のまなざしは、中国人が集住しチャイナタウンが作られつつあったサンフランシスコやサクラメントでの調査票でみられるようになったことは興味深い。

以上をまとめると、1852年州センサスでは調査員の中国人の「肌の色」欄には「ホワイト」「チャイニーズ」をはじめとして「空欄」「モンゴリアン」まで様々な形の記入がみられた。1850年からみて「ホワイト」の記載が減少し、「チャイニーズ」が連邦・州センサスを問わずセンサス上ではじめて現れたのだった。1850年同様に、「ブラック」や「インディアン」と書かれたものは一つも見られなかった。つまり「ブラック」や「インディアン」の境界線は明白であるなかで、「ホワイト」との記録は公式分類のなかの消極法の選択肢であったと思われる。事実、「ホワイト」と記録された中国人の多くの名前欄が集団名となっており、「ホワイト」と記録された他のヨーロッパやメキシコをはじめとする中南米出身者とも異なる杜撰な調査となっていた。加えて、欄外にメモが書かれる場合、それはほとんどが中国人に対するものだった。つまりたとえ「ホワイト」と「肌の色」欄に書かれたとしても、欄外の余白にメモとして中国人である旨明記してあるなど、留保や備考の対象となっていたことが分かる。

かくして近代国家のプロジェクトのひとつ、センサスによる人口の掌握はローカルからの発信にはじまった。1852年カリフォルニア州センサスにおいて、中国人をめぐる「ホワイトネス」はその境界線の外へ押し出される形で変化していたのであるが、「ホワイト」ではなく「チャイニーズ」と分類されること自体は、市民権をはじめとしてホワイトであることの社会的・政治的な意味全体を否定しなかった。しかしローカルの分類行為そのものが当初から包摂ないし排除のプロセスの基礎となったわけではない。「チャイニーズ」と分類された事例ではおしなべて名前欄やその他の個別の情報がきちんと整っていたからである。さらにはエル・ドラド郡にみられたような漢字の姓名の記載では、明らかにコミュ

ニケーションが成立し、中国人側の積極的な名乗りすらあった。むしろサンフランシスコにみられた既存の「肌の色」の分類である「ホワイト」と分類しつつも、名前欄を集団で「450 人のチャイナマン」と省略してしまう行為には、これが「マイノリティ」である中国人ならば許されるとの調査員側の勝手な思い込みが透けてみえる。そうした意識が日常的な差別と反映しまた呼応して、「5 チャイナマン」から「450 人のチャイナマン」との極めてずさんな調査実態として現れたのである。

表 1 カリフォルニア州センサスにおける中国人の「肌の色」の記載

	ホワイト	C	M	空欄	その他	合計
Calaveras	408	1	-	212	43	664
Contra Costa	2	-	-	-	-	2
El Dorado	55	1382	50	81	-	1568
Mariposa	-	-	129	-	-	129
Placer	1	32	-	-	17	50
Nevada	-	-	-	114	-	114
Sacramento	69	110	-	229	1	409
San Francisco	78	6	-	29	-	113
San Joaquin	59	-	-	-	-	59
Santa Clara	10	2	-	-	-	12
Shasta	36	-	-	-	-	36
Sierra	269	-	-	4	-	273
Solano	14	-	-	1	-	15
Tuolumne	2416	-	-	-	-	2416
Yuba	30	1399	-	13	-	1442

	ホワイト	C	M	空欄	その他	合計
Calaveras	61.4%	0.2%	-	31.9%	6.5%	100.0%
Contra Costa	100.0%	-	-	-	-	100.0%
El Dorado	3.5%	88.1%	3.2%	5.2%	-	100.0%
Mariposa	-	-	100.0%	-	-	100.0%
Placer	2.0%	64.0%	-	-	34.0%	100.0%
Nevada	-	-	-	100.0%	-	100.0%
Sacramento	16.9%	26.9%	-	56.0%	0.2%	100.0%
San Francisco	69.0%	5.3%	-	25.7%	-	100.0%
San Joaquin	100.0%	-	-	-	-	100.0%
Santa Clara	83.3%	16.7%	-	-	-	100.0%
Shasta	100.0%	-	-	-	-	100.0%
Sierra	98.5%	-	-	1.5%	-	100.0%
Solano	93.3%	-	-	6.7%	-	100.0%
Tuolumne	100.0%	-	-	-	-	100.0%
Yuba	2.1%	97.0%	-	0.9%	-	100.0%

表2 カリフォルニア州センサスにおける中国人の名前欄の記載

	名前あり	名前なし	ジョン・チャ イナマン等	解読不能	合計
Calaveras	554	3	58	49	664
Contra Costa	2	-	-	-	2
El Dorado	624	27	910	7	1568
Mariposa	-	-	129	-	129
Placer	33	-	18	-	51
Nevada	112	1	-	1	114
Sacramento	147	5	257	-	409
San Francisco	42	1	68	2	113
San Joaquin	28	-	31	-	59
Santa Clara	10	-	-	2	12
Shasta	29	-	7	-	36
Sierra	200	-	-	71	271
Solano	14	-	1	-	15
Tuolumne	114	5	2296	1	2416
Yuba	1441	1	1	-	1443

	名前あり	名前なし	ジョン・チャ イナマン等	解読不能	合計
Calaveras	83.4%	0.5%	8.7%	7.4%	100.0%
Contra Costa	100.0%	-	-	-	100.0%
El Dorado	39.8%	1.7%	58.0%	0.4%	100.0%
Mariposa	-	-	100.0%	-	100.0%
Placer	64.7%	-	35.3%	-	100.0%
Nevada	98.2%	0.9%	-	0.9%	100.0%
Sacramento	35.9%	1.2%	62.8%	-	100.0%
San Francisco	37.2%	0.9%	60.2%	1.8%	100.0%
San Joaquin	47.5%	-	52.5%	-	100.0%
Santa Clara	83.3%	-	-	16.7%	100.0%
Shasta	80.6%	-	19.4%	-	100.0%
Sierra	73.8%	-	-	26.2%	100.0%
Solano	93.3%	-	6.7%	-	100.0%
Tuolumne	4.7%	0.2%	95.0%	0.0%	100.0%
Yuba	99.9%	0.1%	0.1%	-	100.0%

本稿は科学研究費基盤研究(C)、「『変則』へのまなざし—マイノリティへの調査をめぐる米国センサスの総合的な歴史像—」(研究課題番号 26370852、研究代表者)による研究成果の一部である。

- <sup>1</sup> 拙稿「1850年米国センサス調査票にみる『チャイニーズ』の『人種』の境界」『東京学芸大学紀要人文社会科学系Ⅱ』第68集、2017年、59-78頁。
- <sup>2</sup> Cal. Const. of 1849, art. IV, § 28. (superseded 1879).
- <sup>3</sup> 1850年の連邦センサスの13番目の障がい、知能程度、犯罪歴にかんする項目は、原文で“Whether deaf and dumb, blind, insane, idiotic, pauper, or convict”で、直訳すると「耳が聞こえないか、話すことができないか、盲目か、精神異常か、白痴か、貧民か、犯罪者かどうか」を聞くものであった。「所有する不動産価値」と同列ではないにせよ、人口流動のなかで州に昇格した自由州カリフォルニアには、こうした項目は社会的「不適応」とされる人々への不要な問いと考えたのであろう。
- <sup>4</sup> *Treaties and Conventions between the United States of America and Other Powers Since July 4, 1776*, (Washington, D.C.: Government Printing Office, 1971).
- <sup>5</sup> 1852年州センサスにあった「21歳以上の合衆国市民」に関連する項目を連邦センサスが採用したのは、1870年センサスになってからである。それは、1870年3月に成立した憲法修正第15条による「人種、肌の色、あるいは過去における隷属の状況」を理由にした市民への投票権を剥奪の禁止をうけ、1870年センサスでは「憲法との関係(constitutional relations)」との質問項目が設けられたほか、「21歳以上の男性についての選挙権」(“Eligibility to vote for males 21 years of age or over”)との質問項目が設けられることとなった。
- <sup>6</sup> Census Office, *The Seventh Census of the United States: 1850* (Washington, D.C.: Robert Armstrong, 1853), 982.
- <sup>7</sup> Population schedule of California State Census, Sacramento, California, 1852, 245.
- <sup>8</sup> Naomi Mezey, “Erasure and Recognition: The Census, Race and the National Imagination,” *Northwestern University Law Review*, Summer, 2003, 1724-1725.
- <sup>9</sup> Population schedule of California State Census, Tuolumne, California, 1852, p.185, 212, 359.
- <sup>10</sup> Population schedule of California State Census, Calaveras, California, 1852, 1-4.
- <sup>11</sup> サクラメントでは、「生まれた場所」の表記に略語を使ったり、20歳以下の外国人に21歳以上でチェックがされたりしていた。
- <sup>12</sup> Population schedule of California State Census, Calaveras, California, 1852, 134.
- <sup>13</sup> Ibid.
- <sup>14</sup> ロバート・G.リー（貴堂嘉之訳）『オリエンタルズ 大衆文化のなかのアジア系アメリカ人』岩波書店、2007年、37、46-48頁。
- <sup>15</sup> ジョン・トーピー（藤川隆男監訳）『パスポートの発明 監視・シティズンシップ・国家』法政大学出版局、2008年、2-3頁。
- <sup>16</sup> 同、24頁。
- <sup>17</sup> Population schedule of California State Census, El Dorado, California, 1852, 207.
- <sup>18</sup> Ibid., 208.
- <sup>19</sup> Ibid., 196.
- <sup>20</sup> Population schedule of California State Census, Tuolumne, California, 1852, 198.
- <sup>21</sup> Ibid., 262.
- <sup>22</sup> Ibid., 157.
- <sup>23</sup> Ibid., 351.
- <sup>24</sup> Population schedule of California State Census, Yuba, California, 1852, 299.
- <sup>25</sup> Ibid., 138.
- <sup>26</sup> Ibid., 249, 400.
- <sup>27</sup> Ibid., 274, 374, 253.
- <sup>28</sup> Ibid., 95, 415, 406.
- <sup>29</sup> Population schedule of California State Census, Tuolumne, California, 1852, 441.
- <sup>30</sup> Ibid., 441.
- <sup>31</sup> U.S. Census Office, *Seventh Census: 1850*, 982.
- <sup>32</sup> Population schedule of California State Census, San Francisco, California, 1852, 108, 284, 378, 520.
- <sup>33</sup> Population schedule of California State Census, Yuba, California, 1852, 379.
- <sup>34</sup> Population schedule of 1850 Federal Census, San Diego, California, 1850, 11.
- <sup>35</sup> このほか職業欄に「サーヴァント」と書かれた人物は大半が「インディアン」に記載がなされていた。Population schedule of California State Census, Santa Barbara, California, 1852, 1-48.
- <sup>36</sup> Population schedule of California State Census, San Diego, California, 1852, 6.

---

<sup>37</sup> Population schedule of 1850 Federal Census, San Diego, California, 1850, 11.

<sup>38</sup> U.S. Census Office, *The Seventh Census: 1850*, 982.

<sup>39</sup> Mezey, "Erasure and Recognition," 1725.

<sup>40</sup> Neil Gotanda, "Exclusion and Inclusion: Immigration and American Orientalism," Evelyn Hu-DeHart, *Across the Pacific: Asian American and Globalization*, (Philadelphia: Temple University Press, 1999), 134-135. 貴堂嘉之「未完の革命と「アメリカ人」の境界—南北戦争の戦後 50 年論—」、川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会、2005 年、126 頁。

<sup>41</sup> *The People v. George W. Hall*, Supreme Court of California, 1854.

<sup>42</sup> 竹沢泰子、「アジア人移民の帰化権問題と『人種』」、三輪公忠編『日米危機の起源と排日移民法』論創社、1997 年、230 頁。

<sup>43</sup> *The People v. George W. Hall*, Supreme Court of California, 1854.

<sup>44</sup> Ian Haney Lopez, *White by Law: The Legal Construction of Race* (NY: New York University Press, 2006), 36-37.

<sup>45</sup> 貴堂、前掲論文、126 頁。



## オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
53	首都圏人口の都心回帰に見られる地域的特徴について	2015.09
54	人口の都心回帰期における都区部内人口移動の特徴について	2015.11
55	東京都区部への国内人口移動に見られる地域的特徴	2015.11
56	首都圏への国内移動に見られる移動元と移動先との地域的關係について —平成22年国勢調査の東京20km圏への移動データを用いて—	2015.12
57	東京50キロ圏から都区部への移動者の移動先選択に見られる規則性 について	2016.01
58	小地域データから見た東京23区への移動者による移動先選択について(1) —東京都の市郡部から都区部への移動—	2016.04
59	The Measurement of Labour Exchange Rate through Intermediate Trade in Japan, the U.S., and China	2016.04
60	QGIS上で動作する公共交通経路検索プラグインの試作とそれを用いた交通 利便性の評価	2016.04
61	移動選択指数から見た東京60キロ圏から特別区部への 移動者の移動圏の地域特性について —東京23区における移動先選択パターンによる移動元のクラスタリング—	2016.05
62	ライフステージから見た世帯の空間分布について—東京50キロ圏を対象として—	2016.06
63	タワーマンションに伴う事業所の開業について—東京都江東区湾岸地域の考察—	2016.07
64	居住地移動の小地域データから見た地域の特性について —1990、2000年代後半期の江東区を事例に—	2016.08
65	都区部各区における人口動向に関する一考察 —人口移動に見られる局面転換時点と人口推移のパターンによる区の類別化—	2016.09
66	フランスのビジネス・レジスターSIRENEの創設と初期の状況について	2016.09
67	人口の社会移動の統計的把握と「不詳」—社会増減に関する二種類の把握 方法の比較を手掛りに—	2016.09
68	「その他全ての自由人」—「マイノリティ」への米国センサス調査の初期事例—	2016.11
69	2010年代前半東京50キロ圏におけるインバウンド・アウトバウンド移動者の 距離帯別年齢特性について	2016.12
70	東京多摩地区における域内人口移動の空間的特徴とその変化	2016.12
71	東京多摩地区から特別区部への人口移動の空間的特徴とその変化	2016.12
72	東京50キロ圏における距離帯間の移動選好について—住民基本台帳人口移動 報告「参考表」による年齢階級別移動状況—	2017.01
73	つくばEX沿線における地域間人口移動について	2017.01

オケージョナル・ペーパー No.74

2017年1月30日

発行所 法政大学日本統計研究所

〒194-0298 東京都町田市相原4342

Tel 042-783-2325、2326

Fax 042-783-2332

jsri@adm.hosei.ac.jp

発行人 森 博美



再生紙使用

